

## 岩倉市中小企業等省エネ機器導入事業支援補助金(Q&amp;A)

## 事業の目的

Q1	この補助金は、どのような目的の事業ですか。
A1	本補助金は、中小企業・小規模企業(以下「中小企業等」という。)の事業活動の負担を軽減するとともに、地球温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげることを目的としています。


## 補助対象者

Q2	この補助金の対象者を教えてください。
A2	<p>本補助金の対象となる者は、市内に実態の伴う事務所または事業所を有している中小企業等を対象としています。</p> <p>(中小企業等とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者及び法第2条第5項に規定する小規模企業者のこと)</p> <p><b>【対象外】</b> 社会福祉法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)または有限責任事業組合(LLP)</p>
Q3	本社は市外、支店が市内にある場合は補助の対象となりますか。
A3	市内に支店がある事業所は対象となります。
Q4	市内にいくつか店舗を経営しているが、店舗ごとに申請が出来ますか。
A4	複数の店舗を経営している場合であっても1事業者当たり1回限りの申請であり、補助限度額 10 万円となります。複数の店舗に上限額 10 万円まで機器を分けて導入することは可能です。
Q5	自宅兼事務所であるが、補助金を受けられますか。
A5	店舗部分と住宅部分が明確に分かれている場合は、審査の上、対象となる場合があります。

## 対象要件

Q6	売上の減少等の要件は設けられていますか。
A6	本補助金の目的は、これからの事業活動への支援のため、売上減少の要件は設けていません。

Q7	省エネ機器は、どのような製品が対象となりますか。
A7	エアコン、電気冷蔵庫・冷凍庫、温水機器(ガス・石油)、エコキュート、LED照明器具(球替えのみは対象外)のいずれかの機器で、トップランナー基準を満たす機器(最新の目標年度に対する省エネ基準達成率100%以上(省エネ性マークが緑)の製品)が対象となります。

Q8	省エネ機器の省エネ性能(省エネ基準達成率100%以上)は、どのように確認すれば良いですか。
A8	<p>購入する店舗または事業所で確認、もしくは「省エネ型製品情報サイト」で確認してください。</p> 

Q9	省エネ機器ではあるが、「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない場合は、どうしたら良いですか。
A9	メーカーまたは販売店に確認いただき、ホームページに掲載しております「省エネ効果証明書」または任意の様式で、証明書をご提出ください。

Q10	導入する機器の購入及び施工の事業所は、どこの事業所でも良いですか。また、ネットで購入しても良いですか。
A10	購入及び施工業者は、市内外を問いません。ネットで購入(通信販売)した場合も対象となります。

Q11	ネットで購入する際に、従業員(社員)に購入手続きをしてもらっても良いですか。
A11	購入者(領収書等)は、申請者としてください。

Q12	機器の導入や設置工事は、いつからできるのですか。
A12	<p>購入や工事着手は、交付決定日以降としてください。</p> <p>なお、交付決定の通知は、申請書の提出から概ね2週間以内で行います。</p> <p>交付申請前に機器の導入をした場合は、商工農政課へご相談ください。</p>

Q13	この制度が始まる前に省エネ機器を導入した経費は、対象となりますか。
A13	令和5年6月20日から令和6年2月29日までの間に導入した機器が対象となります。令和5年6月19日以前に導入した機器は対象外となります。

Q14	令和6年2月29日までの期日に、どのような状態であればよいのですか。
A14	令和6年2月29日までに、事業(納品・工事)が完了し、支払いを終えたものが対象となります。事業完了から30日以内または令和6年3月8日の早い日までに実績報告書の提出をお願いします。

## 申請について

Q15	申請には、どのようなものが必要ですか。申請書類等は、どこで入手できますか。
A15	申請様式や必要書類については、市ホームページからダウンロードができます。また、申請書類は市役所にて配布しています。問い合わせ先は、商工農政課(TEL0587-38-5812)となります。

Q16	事前に相談をしない場合は、補助を受けられないのですか。
A16	原則、事前相談が必要となります。既に導入が完了している場合等は、商工農政課までご相談ください。

Q17	申請は先着順ですか。
A17	予算の範囲内において、先着順で申請を受け付けます。予算に達した場合は、申請期間中であっても募集を終了します。

Q18	見積書や領収書は申請に必要ですか。
A18	補助対象経費の確認のため、内訳経費の分かる書類が必ず必要となります。特に対象機器が複数種類ある場合や対象機器以外の経費も含まれている見積書や領収書の場合は、対象経費と対象外経費が明確に分かるような形で提出が必要となります。

Q19	複数の省エネ機器(例:エアコンとLED照明器具)を導入する場合も申請することは可能ですか。
A19	複数の省エネ機器の導入する場合も申請することは可能です。ただし、補助金額については、10万円が上限となります。

Q20	事業完了後、補助金はいつ入金されますか。
A20	事業完了後、実績報告書を提出していただき、最終的な補助金額の確定を行った後、2週間程度でお支払いします。

## 補助対象経費について

Q21	どのような経費が対象となりますか。
A21	購入等に係る費用(本体購入費、設置工事費、送料、その他対象機器を設置するために必要な費用)及び機器の更新に伴う、既存機器の撤去に係る費用(撤去工事費、処分費)が対象となります。

Q22	補助対象経費に消費税は含まれますか。
A22	消費税及び地方消費税額は含まれません。税抜き単価が補助対象経費となります。

Q23	省エネ機器をリース、レンタルする場合は、補助の対象となりますか。
A23	補助の対象となりません。

Q24	中古品は、補助の対象となりますか。
A24	補助の対象となりません。

## その他

Q25	導入した機器は、いつまで使用(保管)しておく必要がありますか。
A25	導入した機器は、市の承認を受けずに処分、交換、貸付、担保に供してはいけません。ただし、交付決定日から5年を経過した場合は、この限りではありません。

Q26	今年度限りの補助金ですか。
A26	本補助金は、令和5年度限りの補助金の予定です。 交付申請受付期間は、令和6年2月29日(木)までとなります。